

## 参 考 資 料

ア	福岡県内における書類の提出場所・・・・・・・・・・・・・・・・	173, 174
	●福岡市内において那珂県土整備事務所が管轄する地域	
イ	国土交通大臣 ・都道府県知事コード表・・・・・・・・・・・・	174
ウ	市区町村コード表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
エ	有資格コード一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
オ	専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表・	182
カ	建設業許可申請書等の用紙販売所・・・・・・・・・・・・・・・・	183
キ	許可申請書・確認資料一覧表[チェックリスト]・・・・・・・・	184
ク	変更届出書及び添付書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	193
ケ	建設業許可Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195

## ア 福岡県内における書類の提出場所

主たる営業所の所在地ごとに提出場所が次のように異なっております。

(令和6年10月現在)

	事 務 所	所 在 地	管 轄 市 町 村
主 要 県 土 整 備 事 務 所	福岡県土整備事務所	〒812-0053 福岡市東区箱崎1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎内 TEL 092-641-0168	福岡市（東区・中央区・城南区・ 早良区・西区の全部の区域。 博多区・南区の大部分の区域。） 〈注1参照〉 糸島市、古賀市、糟屋郡
	久留米県土整備事務所	〒839-0861 久留米市合川町1642-1 TEL 0942-36-6314	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
	北九州県土整備事務所	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎内 TEL 093-691-2791	北九州市、中間市、宗像市、福津市 遠賀郡
	飯塚県土整備事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎内 TEL 0948-21-4943	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
一 般 県 土 整 備 事 務 所	南筑後県土整備事務所 柳川支所	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎内 TEL 0944-72-2564	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市 三潞郡
	直方県土整備事務所	〒822-0025 直方市日吉町9-10 福岡県直方総合庁舎内 TEL 0949-22-5639	直方市、宮若市、鞍手郡
	京築県土整備事務所	〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1 福岡県豊前総合庁舎内 TEL 0979-82-3364	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	朝倉県土整備事務所	〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 TEL 0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
	八女県土整備事務所	〒834-0063 八女市本村深町25 福岡県八女総合庁舎内 TEL 0943-22-6993	八女市、筑後市、八女郡
	田川県土整備事務所	〒825-0002 田川市大字伊田4543-1 TEL 0947-42-9117	田川市、田川郡
	那珂県土整備事務所	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎内 TEL 092-513-5572	福岡市内（博多区と南区の一部の区域） 〈注1参照〉 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、 那珂川市

〈注1〉 那珂県土整備事務所が管轄する地域

福岡市内に所在地があっても博多区と南区の一部の区域是那珂県土整備事務所管内になります。

博 多 区			
金 の 隈	1～2丁目 (一般国道3号以西の区域)	春 町	1～3丁目
西 月 隈	1、3～6丁目	西 春 町	1～4丁目
井 相 田	1～3丁目	光 丘 町	1～3丁目
東 光 寺 町	1～2丁目	新 和 町	1～2丁目
那 珂	1～6丁目	昭 南 町	1～3丁目
東 那 珂	1～3丁目	元 町	1～3丁目
竹 下	1～7丁目	竹 丘 町	1～3丁目
板 付	1～7丁目	寿 町	1～3丁目
三 筑	1～2丁目	相 生 町	1～3丁目
諸 岡	1～6丁目	南 八 幡 町	1～2丁目
大 字 板 付		南 本 町	1～2丁目
麦 野	1～6丁目	銀 天 町	1～3丁目
東 雲 町	1～4丁目		
南 区			
高 木	1～3丁目	日 佐	1～5丁目
五 十 川	1～2丁目	向 新 町	1～2丁目
井 尻	1～5丁目	警 弥 郷	1～3丁目
折 立 町		柳 瀬	1～2丁目
横 手	1～4丁目	弥 永	1～5丁目
横 手 南 町		弥 永 団 地	
的 場	1～2丁目		

イ 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

## ウ 市区町村コード表（令和3年7月現在）

※合併により市町村名等が変わった場合はお問い合わせ下さい。

コード番号	市区町村名	コード番号	市区町村名
40101	北九州市門司区	40341	糟屋郡宇美町
40103	北九州市若松区	40342	糟屋郡篠栗町
40105	北九州市戸畑区	40343	糟屋郡志免町
40106	北九州市小倉北区	40344	糟屋郡須恵町
40107	北九州市小倉南区	40345	糟屋郡新宮町
40108	北九州市八幡東区	40348	糟屋郡久山町
40109	北九州市八幡西区	40349	糟屋郡粕屋町
40131	福岡市東区	40381	遠賀郡芦屋町
40132	福岡市博多区	40382	遠賀郡水巻町
40133	福岡市中央区	40383	遠賀郡岡垣町
40134	福岡市南区	40384	遠賀郡遠賀町
40135	福岡市西区	40401	鞍手郡小竹町
40136	福岡市城南区	40402	鞍手郡鞍手町
40137	福岡市早良区	40421	嘉徳郡桂川町
40202	大牟田市	40447	朝倉郡筑前町
40203	久留米市	40448	朝倉郡東峰村
40204	直方市	40503	三井郡大刀洗町
40205	飯塚市	40522	三潁郡大木町
40206	田川市	40544	八女郡広川町
40207	柳川市	40601	田川郡香春町
40210	八女市	40602	田川郡添田町
40211	筑後市	40604	田川郡糸田町
40212	大川市	40605	田川郡川崎町
40213	行橋市	40608	田川郡大任町
40214	豊前市	40609	田川郡赤村
40215	中間市	40610	田川郡福智町
40216	小郡市	40621	京都郡苅田町
40217	筑紫野市	40625	京都郡みやこ町
40218	春日市	40642	築上郡吉富町
40219	大野城市	40646	築上郡上毛町
40220	宗像市	40647	築上郡築上町
40221	太宰府市		
40223	古賀市		
40224	福津市		
40225	うきは市		
40226	宮若市		
40227	嘉麻市		
40228	朝倉市		
40229	みやま市		
40230	糸島市		
40231	那珂川市		

## エ 有資格コード一覧

- ◎ 特定の資格を有するもの  
○ 一般の資格を有するもの（特定の資格を有するものは一般の資格も有する）

コード	資 格 区 分
01	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後3又は5年の実務経験）
02	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者
<b>建設業法（注1）</b>	
11	一級 建設機械施工技士
1F	一級 建設機械施工技士補
12	二級 建設機械施工技士（第1～6種）
1G	二級 建設機械施工技士補（第1～6種）
13	一級 土木施工管理技士（注2）
1H	一級 土木施工管理技士補
14	二級 土木施工管理技士（土木）（注2）
1J	二級 土木施工管理技士補（土木）
15	二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
1K	二級 土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
16	二級 土木施工管理技士（薬液注入）
1L	二級 土木施工管理技士補（薬液注入）
20	一級 建築施工管理技士（注2）
2C	一級 建築施工管理技士補
21	二級 建築施工管理技士（建築）（注2）
22	二級 建築施工管理技士（躯体）（注2）
23	二級 建築施工管理技士（仕上げ）
2D	二級 建築施工管理技士補
27	一級 電気工事施工管理技士
2E	一級 電気工事施工管理技士補
28	二級 電気工事施工管理技士
2F	二級 電気工事施工管理技士補
29	一級 管工事施工管理技士
2G	一級 管工事施工管理技士補
30	二級 管工事施工管理技士
3A	二級 管工事施工管理技士補
31	一級 電気通信工事施工管理技士
3B	一級 電気通信工事施工管理技士補
32	二級 電気通信工事施工管理技士
3C	二級 電気通信工事施工管理技士補
33	一級 造園施工管理技士
3D	一級 造園施工管理技士補
34	二級 造園施工管理技士
3E	二級 造園施工管理技士補
<b>建築士法</b>	
37	一級 建築士
38	二級 建築士
39	木造 建築士
<b>技術士法</b>	
41	建設・総合技術監理（建設）（注3）
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）（注3）
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
45	機械・総合技術監理（機械）
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）



コード	資格区分
電気工事士法・電気事業法	
55	第一種 電気工事士
56	第二種 電気工事士
58	電気主任技術者（第1～3種）
電気通信事業法	
59	電気通信主任技術者
35	工事担当者
水道法	
65	給水装置工事主任技術者
消防法	
68	甲種消防設備士
69	乙種消防設備士
職業能力開発促進法	
71	建築大工（1級） 建築大工（2級）
64	型枠施工（1級） 型枠施工（2級）
72	左官（1級） 左官（2級）
57	とび・とび土工（1級） とび・とび土工（2級）
73	コンクリート圧送施工（1級） コンクリート圧送施工（2級）
66	ウェルポイント施工（1級） ウェルポイント施工（2級）
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級） 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）
75	給排水衛生設備配管（1級） 給排水衛生設備配管（2級）
76	配管（注4）・配管工（1級） 配管（注4）・配管工（2級）
70	建築板金「ダクト板金作業」（1級） 建築板金「ダクト板金作業」（2級）
77	タイル張り・タイル張り工（1級） タイル張り・タイル張り工（2級）
78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み 築炉・築炉工（2級）
79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工 ブロック建築・ブロック建築工（2級）
80	石工・石材施工・石積み（1級） 石工・石材施工・石積み（2級）
81	鉄工（注5）・製罐（1級） 鉄工（注5）・製罐（2級）
82	鉄筋施工（鉄筋組立て作業）（1級）+ 鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）（1級）（注6） 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）+ 鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）（上記を除く）（注6）
83	工場板金（1級） 工場板金（2級）
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）（注7） 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）（注7）
85	板金・板金工・打ち出し板金（1級） 板金・板金工・打ち出し板金（2級）
86	かわらぶき・スレート施工（1級） かわらぶき・スレート施工（2級）
87	ガラス施工（1級） ガラス施工（2級）
88	塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工（1級） 塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工（2級）
89	建築塗装・建築塗装工（1級） 建築塗装・建築塗装工（2級）
90	金属塗装・金属塗装工（1級） 金属塗装・金属塗装工（2級）
91	噴霧塗装（1級） 噴霧塗装（2級）
67	路面標示施工





コード	資格区分
92	畳製作・畳工（1級） 畳製作・畳工（2級）
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級） 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）
94	熱絶縁施工（1級） 熱絶縁施工（2級）
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級） 建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）
96	造園（1級） 造園（2級）
97	防水施工（1級） 防水施工（2級）
98	さく井（1級） さく井（2級）
民間資格	
61	地すべり防止工事
40	基礎ぐい工事
62	建築設備士
63	計装
60	解体工事
36	基幹技能者
99	その他 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当

（注1）建設業法関係の技術検定合格者は、指定学科（20頁参照）卒業者と同等とみなし、第一次検定合格後に一定期間（一級の一次検定合格者は合格後3年間、二級の一次検定合格者は合格後5年間）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められます。（指定建設業と電気通信工業は除く）

（注2）解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上（合格後）又は登録解体工事講習（H28.6.1以降に実施）の受講が必要です。

（注3）解体工事について、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

（注4）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注5）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注6）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工」図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注7）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注8）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注9）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。



オ 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【一般建設業】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ (所定学科卒業と実務経験)	1	01
	ロ (実務経験10年以上)	4	02
	ハ (国家資格者又は大臣特認)	7	176～181頁の資格表のうち○と◎のもの

【特定建設業】			建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ (国家資格者)			9	176～181頁の資格表のうち○と◎のもの
法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験)	法第7条第2号	イ (所定学科卒業と実務経験)	2	01
		ロ (実務経験10年以上)	5	02
		ハ (国家資格者又は大臣特認)	8	176～181頁の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ (大臣特認)		同号イと同等	3	03
		同号ロと同等	6	04

## 力 建設業許可申請書等の用紙販売所

(令和3年7月現在)

県土整備事務所管内	団体名	所在地	電話番号
福岡県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 本部販売所	福岡市東区箱崎1-1-1 福岡土木会館(1F)	092-641-5060
	福岡県建設業協同組合 県庁内販売所	福岡市博多区東公園7-7 福岡県建築都市部建築指導課内(7F)	092-651-7510
久留米県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会久留米支部	久留米市新合川1-6-57	0942-44-7777
	うきは市建設業協同組合	うきは市吉井町255-4 浮羽建設会館内	0943-75-3850
南筑後県土 整備事務所管内	柳川土木協同組合	柳川市三橋町大字今古賀6-3 柳川土木会館	0944-72-2051
	大牟田建設業協同組合	大牟田市有明町2-2-19	0944-52-5261
朝倉県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会朝倉支部	朝倉市甘木1998-1	0946-22-3147
	甘木朝倉建設業組合	朝倉市甘木2045-11 甘木朝倉建設会館内	0946-22-6588
八女県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会八女支部	八女市本村38 八女建設会館内	0943-24-3300
北九州県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 北九州支部	北九州市八幡西区則松3-7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	080-2704-5368
	門司建設業組合	北九州市門司区黄金町11-20	093-372-3002
	宗像建設協会	宗像市東郷2-1-28	0940-36-1769
飯塚県土 整備事務所管内	飯塚建築士会	飯塚市立岩8-1飯塚総合庁舎 飯塚県土整備事務所建築指導課内	0948-21-4945
那珂県土 整備事務所管内	筑紫建設業協同組合	大野城市瓦田3-10-33	092-501-3431
	筑紫土木協会	大野城市白木原3-5-25 那珂県土整備事務所建築指導課内	092-581-5882

\*「建設業許可申請・変更届書」、「経営事項審査申請書(経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書)」、「建設工事入札参加申請書・変更届書」等の関係用紙の販売窓口は、基本的には上記の各所ですが、品目等によっては一部販売していない場合もありますのでお問い合わせください。

## キ 許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

(注意事項)

### ◆ 証明書の有効期限

- ・ 残高証明書は、申請日前30日以内の日の残高を証明したものに限ります。
- ・ その他の証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。

### ◆ 欠格事由（建設業法第8条第1号）の確認書類

◇ 対象者

- ・ 許可申請者（法人の場合はその役員）
- ・ 令第3条に定める使用人（支配人及び支店又は令第1条に規定する営業所の代表者）

※ 監査役、株主、顧問、相談役等は対象外

◇ 提出書類（詳細は、37頁を参照）

- ・ 登記されていないことの証明書（法務局発行）
- ・ 市町村の長の証明書（通称「身分証明書」）（本籍のある市町村発行）

### ◆ 経營業務管理責任者

- ・ 「準ずる者」、「準ずる地位」、「経營業務を補佐した経験」、「常勤役員等を直接に補佐する者」については、個別に判断します。
- ・ 詳細は、16頁を参照してください。

### ◆ 提出場所

- ・ 173頁を参照してください。

### ◆ 福岡県知事許可業者の書類提出部数

提出書類	所轄県土 整備事務所	提出部数	※法定様式の押印は廃止されました。		
			正本	副本1	副本2
決算の変更届	すべて	2	○	○（コピー）	
上記以外	福岡、久留米 北九州、飯塚	2	○	○（コピー）	
	上記以外	3	○	○（コピー）	○（コピー）

### ◆ 工事経歴書等における消費税の取り扱い

		様式第2号、様式第3号	財務諸表
経審を受審する	課税業者	税抜	税抜
	免税業者	税抜	税込
経審を受審しない	課税業者	どちらでも可（ただし、どちらかで統一）	
	免税業者	どちらでも可（ただし、どちらかで統一）	

### ◆ 様式第15号「貸借対照表（法人用）」への未払法人税等の計上

- ・ 未払法人税等には、法人県民税（均等割）等も含まれるため、ごくまれなケース（還付が生じるなど）を除いて、必ず税額が計上されます。

### ◆ 実地調査（営業所調査）

- ・ 県の調査員が営業所を訪問することがあります。

### ◆ 建設業許可申請審査手数料

- ・ 手数料は、許可されない場合あるいは申請を取り下げた場合も還付されません。
- ・ 許可要件を十分に確認のうえ、申請してください。

許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

【新規 / 許可換え新規】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、  
当該右欄の書類は省略可

省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
個人	<input type="checkbox"/>	第1号	建設業許可申請書	
	<input type="checkbox"/>	別紙一	役員等の一覧表	
	<input type="checkbox"/>	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	<input type="checkbox"/>	別紙四	専任技術者一覧表	
	<input type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書	
	<input type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	<input type="checkbox"/>	第4号	使用人数	
	<input type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	<input type="checkbox"/>			常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	<input type="checkbox"/>			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
指定学科卒業該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	
実務経験該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第9号	実務経験証明書	
資格保有該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
	<input type="checkbox"/>			実務経験の確認資料(別紙1)
第15条第2号ロ該当者なし	<input type="checkbox"/>			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
	<input type="checkbox"/>	第10号	指導監督的実務経験証明書	
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみの場合も省略可)	<input type="checkbox"/>			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
経營業務管理責任者は省略可	<input type="checkbox"/>	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
令第3条該当者なし	<input type="checkbox"/>	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
個人事業主での申請	<input type="checkbox"/>	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	<input type="checkbox"/>	第14号	株主(出資者)調書	
	<input type="checkbox"/>	第15号	貸借対照表	
	<input type="checkbox"/>	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	<input type="checkbox"/>	第17号	株主資本等変動計算書	
	<input type="checkbox"/>	第17号の2	注記表	
法人での申請	<input type="checkbox"/>	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
	<input type="checkbox"/>	第18号	貸借対照表(個人用)	
	<input type="checkbox"/>	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未到来を除く)、または直前5年間許可を受けて継続営業	<input type="checkbox"/>			財産的基礎の確認資料(別紙2)
個人	<input type="checkbox"/>		定款	
支配人登記をしていない個人事業主	<input type="checkbox"/>		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
個人事業主	<input type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	
	<input type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
	<input type="checkbox"/>	第20号の4	主要取引金融機関名	
	<input type="checkbox"/>			法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合: 県税事務所への法人等設立届(写))

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

## 【業種追加 / 般・特新規 / 般・特新規+業種追加】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下に該当する場合は、当該右欄の書類は省略可	省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
個人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号	建設業許可申請書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙一	役員等の一覧表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙四	専任技術者一覧表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書(注3)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注3)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第4号	使用人数	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票	
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙	常勤役員等の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)(注2)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)(注2)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
指定学科卒業該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
実務経験該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第9号	実務経験証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のある資格証は写しのみで可)
令第3条該当者なし(経営業務管理責任者たる支配人のみの場合は省略可)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経営業務管理責任者は省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
決算の変更届(最大で直近5年分)を提出済の法人、又は個人事業主	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第15号	貸借対照表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号	株主資本等変動計算書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号の2	注記表	
決算の変更届(最大で直近5年分)を提出済の個人事業主、又は法人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第18号	貸借対照表(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未到来を除く)、または直前5年間許可を受けて継続営業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第19号	損益計算書(個人用)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			財産的基礎の確認資料(別紙2)

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 専任技術者に関しては、追加、般・特新規の業種を担当する技術者の書類を提出

指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

(注3) 追加に係る業種分も作成する

◀ 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) ▶

省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(常勤役員等(経営業務の管理責任者)の)	常勤性の確認資料(別紙2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第10号	指導監督的実務経験証明書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第14号	株主(出資者)調書	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		定款	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号の3	主要取引金融機関名	

【業種追加＋更新／般・特新規＋更新／業種追加＋般・特新規＋更新】

<いずれも更新の日(許可の満了日)の2か月前までの申請が必要です。>

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、  
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
	<input type="checkbox"/>	第1号	建設業許可申請書	
個人	<input type="checkbox"/>	別紙一	役員等の一覧表	
	<input type="checkbox"/>	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	<input type="checkbox"/>	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	
	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	<input type="checkbox"/>	別紙四	専任技術者一覧表	
	<input type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書(注3)	
	<input type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注3)	
	<input type="checkbox"/>	第4号	使用人数	
	<input type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	<input type="checkbox"/>			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者が いる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙	常勤役員等の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
現在証明されている者から変更なし	<input type="checkbox"/>			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	<input type="checkbox"/>	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)(注2)	
	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)(注2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持 参)
実務経験該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	第9号	実務経験証明書	
	<input type="checkbox"/>			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			資格証等の提示＋写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のある資格証は写 しのみで可)
令第3条該当者なし(経営業務管理責任 者たる支配人のみ場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経営業務管理責任者は省略可	<input type="checkbox"/>	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	<input type="checkbox"/>	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
決算の変更届(最大で直近5 年分)を提出済の法人、 又は個人事業主	<input type="checkbox"/>	第15号	貸借対照表	
	<input type="checkbox"/>	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	<input type="checkbox"/>	第17号	株主資本等変動計算書	
	<input type="checkbox"/>	第17号の2	注記表	
	<input type="checkbox"/>	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
決算の変更届(最大で直近5年分) を提出済の個人事業主、又は法人	<input type="checkbox"/>	第18号	貸借対照表(個人用)	
	<input type="checkbox"/>	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	<input type="checkbox"/>			財産的基礎の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 専任技術者に関しては、追加、般・特新規の業種を担当する技術者の書類を提出

指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

(注3) 追加に係る業種分も作成する

◀ 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) ▶

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(常勤役員等(経営業務の管理責任者)の)	常勤性の確認資料(別紙2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第10号	指導監督的実務経験証明書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第14号	株主(出資者)調書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第20号の3	主要取引金融機関名	



許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

【更新】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料	
個人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号	建設業許可申請書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙一	役員等の一覧表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
決算の変更届(直近5年分)を提出済	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙四	専任技術者一覧表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第4号	使用人数	
決算の変更届に添付、又は変更なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
様式第7号の2による申請(常勤役員等を直接に補佐する者がいる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙	常勤役員等の略歴書	
様式第7号による申請(常勤役員等を直接に補佐する者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
各項目の該当者なし、又は前回申請時から変更なし(注2)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(営業所専任技術者に係る)	卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第9号	実務経歴証明書	
該当者なし、又は前回申請時から変更なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			実務経歴の確認資料(別紙1)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			資格証等の提示+写しの提出(監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみの場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第10号	指導監督的実務経歴証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			指導監督的実務経歴の確認資料(別紙2)
経營業務管理責任者は省略可	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
決算の変更届(直近5年分)を提出済の法人、又は個人事業主	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第15号	貸借対照表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号	株主資本等変動計算書	
決算の変更届(直近5年分)を提出済の個人事業主、又は法人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号の2	注記表	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第18号	貸借対照表(個人用)	
決算の変更届(直近5年分)を提出済	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第19号	損益計算書(個人用)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	
決算の変更届(直近5年分)を提出済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 営業所の専任技術者が変更する場合は、別途変更届出書(様式第22号の2)等の提出が必要

《 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) 》

省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第14号	株主(出資者)調書	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		定款	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第20号の4	主要取引金融機関名	

許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

【譲渡及び譲受け / 合併 / 分割】

< 譲渡及び譲受け、合併、分割は、事前の申請が必要です。(譲渡等の日以降の申請は不可) >

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、  
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
	<input type="checkbox"/>	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	いずれか該当するものを提出
	<input type="checkbox"/>	第22号の7	合併認可申請書	
	<input type="checkbox"/>	第22号の8	分割認可申請書	
個人への譲渡	<input type="checkbox"/>	別紙一	役員等の一覧表	
	<input type="checkbox"/>	別紙二	営業所一覧表	
	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	<input type="checkbox"/>	別紙三	専任技術者一覧表	
	<input type="checkbox"/>			譲渡・合併・分割契約書の写し(新設分割の場合は、分割契約書)
	<input type="checkbox"/>			(合併の場合)合併比率説明書を追加
	<input type="checkbox"/>			(分割の場合)分割比率説明書を追加
個人間での譲渡	<input type="checkbox"/>			譲渡・合併・分割契約書に係る株主総会等の決議録
	<input type="checkbox"/>	第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出の誓約書)	
	<input type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書	
	<input type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	<input type="checkbox"/>	第4号	使用人数(※予定人数を記載)	
	<input type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	<input type="checkbox"/>			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐する 者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	<input type="checkbox"/>			常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	<input type="checkbox"/>			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	<input type="checkbox"/>	第7号の3	健康保険等の加入状況(※承継日から2週間以内に提出)	
	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	
	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	第9号	実務経験証明書	
	<input type="checkbox"/>			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
第15条第2号ロ該当者なし	<input type="checkbox"/>	第10号	指導監督的実務経験証明書	
	<input type="checkbox"/>			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経営業務管理責任 者たる支配人のみの場合も省略可)	<input type="checkbox"/>	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経営業務管理責任者は省略可	<input type="checkbox"/>	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	
令第3条該当者なし	<input type="checkbox"/>	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	
個人事業主での申請、 合併により新設された法人 及び新設分割により設立 された法人(承継日から30日 以内に提出)	<input type="checkbox"/>	第14号	株主(出資者)調書	
	<input type="checkbox"/>	第15号	貸借対照表	
	<input type="checkbox"/>	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	<input type="checkbox"/>	第17号	株主資本等変動計算書	
	<input type="checkbox"/>	第17号の2	注記表	
	<input type="checkbox"/>	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
法人での申請	<input type="checkbox"/>	第18号	貸借対照表(個人用)	
	<input type="checkbox"/>	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	<input type="checkbox"/>			財産的基礎の確認資料(別紙2)
個人	<input type="checkbox"/>		定款	
支配人登記をしていない個人事業主	<input type="checkbox"/>		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
	<input type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	
	<input type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
	<input type="checkbox"/>	第20号の4	主要取引金融機関名	
	<input type="checkbox"/>		法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合:県税事務所への法人等設立届(写))	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

【 相続 】

<相続は、建設業者である被相続人の死亡から30日以内の申請が必要です。>

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、  
当該右欄の書類は省略可

省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
	<input type="checkbox"/>	第22号の10	相続認可申請書	
	<input type="checkbox"/>	別紙一	営業所一覧表	
	<input type="checkbox"/>		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	<input type="checkbox"/>	別紙二	専任技術者一覧表	
	<input type="checkbox"/>			戸籍謄本等(被相続人との続柄を証する書類)
申請者以外に相続人がいない場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請者以外の相続人の同意書
	<input type="checkbox"/>	第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出の誓約書)	
	<input type="checkbox"/>	第2号	工事経歴書	
	<input type="checkbox"/>	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	<input type="checkbox"/>	第4号	使用人数(※予定人数を記載)	
	<input type="checkbox"/>	第6号	誓約書	
	<input type="checkbox"/>			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	<input type="checkbox"/>			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいる場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙 常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者がいない場合)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙一 常勤役員等の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第7号の3 健康保険等の加入状況(※承継日から2週間以内に提出)	
	<input type="checkbox"/>			保険加入の確認資料(別紙2)
	<input type="checkbox"/>	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	
	<input type="checkbox"/>			常勤性の確認資料(別紙2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第9号 実務経験証明書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第10号 指導監督的実務経験証明書	
第15条第2号ロ該当者なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経営業務管理責任者たる支配人のみの場合も省略可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経営業務管理責任者は省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第18号 貸借対照表(個人用)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第19号 損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未到来を除く)、または直前5年間許可を受けて継続営業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		財産的基礎の確認資料(別紙2)
支配人登記をしていない個人事業主	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)
	<input type="checkbox"/>	第20号	営業の沿革	
	<input type="checkbox"/>	第20号の2	所属建設業者団体	
	<input type="checkbox"/>	第20号の4	主要取引金融機関名	
	<input type="checkbox"/>		個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合: 県税事務所への法人等設立届(写))	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

## ◆ 経営管理経験の確認資料

区分	確認資料	備考
個人事業主としての経験	<b>【標準】</b> ・確定申告書(写) ※給与所得がある場合は右欄参照 ・契約書等(写)(年1件以上) <b>【許可業者での経験】</b> ・直近の許可書(写)+営業の沿革(写)、 または、必要年数分の許可書(写) ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	<b>【給与所得あり】</b> ・年金記録等で雇用期間が確認できる場合は、その期間を控除 ・確認できない場合は、応相談
法人役員としての経験	<b>【標準】</b> ・法人税・消費税申告書(写) ・契約書等(写)(年1件以上) ・商業登記 <b>【許可業者での経験】</b> ・直近の許可書(写)+営業の沿革(写)、 または、必要年数分の許可書(写) ・当該法人の商業登記 ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	※大臣及び他都道府県許可業者での経験の場合、許可書(写)は、経験年数分が必要

## 【必要経験年数】

【1名にて経営管理体制を有する場合】(建設業法施行規則(以下、「規則」)第7条第1号イ該当)

- ・イ(1)又はイ(2)該当:5年
- ・イ(3)該当:6年

【常勤役員等を直接に補佐する者(以下「補佐者」を置くことで経営管理体制を有する場合)】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・ロ(1)該当:建設業の役員等2年、かつ建設業に関し役員等に次ぐ職制上の地位にある者として5年
  - ・ロ(2)該当:役員等として5年、かつ、建設業の役員等2年
- (いずれも、申請者における5年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する補佐者をそれぞれ置くこと)  
 ※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

## 【常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・法人税・消費税確定申告書(写)及び契約書等(写)を5年分で年1件、商業登記
  - ・業務分掌規程その他これに準ずる書類
  - ・当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類  
(被認定者の経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認)
  - ・人事発令書その他これらに準ずる書類、5年の在職確認として被認定者の社会保険証(写)又は年金記録(写)  
(申請事業者における在籍期間を確認するための書類)
  - ・組織図、事務決裁規定  
(申請日時時点で当該常勤役員との間に他の者を介在させることなく直接指揮命令を受ける者であること)
- ※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

## ◆ 実務経験の確認資料

確認資料	備考
<b>【標準】</b> ・契約書等(写)(年1件以上) ・当時の常勤確認書類(年金記録(写)、または、保険証(資格取得年月日が実務経験の始期以前のものに限る)(写)) <b>【許可業者での専任技術者経験あり】</b> ※福岡県知事許可業者での経験に限る ・当時の許可書(写) ・当時の様式第8号(写) ・当時の様式第9号(写)	

## 【必要経験年数】

- ・イ該当者…指定学科卒業後、大学・高専:3年、高校:5年
- ・ロ該当者…10年
- ・解体経過措置該当者…1年(確認資料:複数年にわたる経験がある場合は2件分(異なる年)、1年の場合は3件分)

## 【契約書等(契約書、注文書、請求書、県土整備事務所受付印のある決算変更届出の表紙及び工事経歴書)に関する留意事項】

- ・記載内容から、建設工事の種類が判別できるものに限る【重要】※日付・金額・工事内容・会社名(申請者名)等のマスキング不可
  - ・疑問点がある場合は、追加資料の提出を求められることがある
  - ・注文書の場合は、許可申請者が受注したもの(発注したものは不可、見積書不可)
  - ・一式工事は、一式であることが明らかな場合(新築等)を除き、内訳が確認できるものに限る
  - ・適法な工事に限る(資格、業者登録等)【重要】
- ※建設工事に該当しないものの例: 除草、伐採、剪定、除雪、清掃、側溝浚渫、保守、点検、測量、調査等

## ◆ 指導監督的実務経験の確認資料

確認資料	備考
・契約書(提示) + (写) ※元請工事に限る	【JVの子の場合】 ・JV協定書(提示) + (写) + 契約書(写)

## ◆ 財産的基礎の確認資料

確認資料	例外(H30.02.01時点の運用)
500万円以上の残高証明書または 融資証明書 (同一証明基準日の残高証明書等 は合算可)	固定資産評価証明書 + 登記事項証明書 (抵当権設定額控除後500万円以上) (根抵当権の場合で融資残高証明書があるときは、当該額控除後500万円以上)

※特定建設業の場合は、次の条件を満たすことが必要

①資本金2,000万円以上 ②自己資本4,000万円以上 ③流動比率75%以上 ④欠損がある場合、額が資本金の20%以下

## ◆ 常勤性の確認資料

区分	確認資料
協会けんぽ <sup>†</sup> 等	・健康保険被保険者証(写)
土健保 <sup>‡</sup> 等	・土健保等の国民健康保険証(写)
後期高齢者	・後期高齢者医療被保険者証(写) + 出勤簿(写) + 賃金台帳(写) (事業主・代表取締役は、保険証のみで可)
上記以外	・国民健康保険証(写) + 出勤簿(写) + 賃金台帳(写) (事業主・代表取締役は、保険証のみで可)
他社の取締役を兼務している場合	上記に加え、他社の代表取締役(被証明者以外)による非常勤証明書
出向者の場合 <sup>*</sup>	上記に加え、出向契約書(写)等

<sup>†</sup>全国健康保険協会、<sup>‡</sup>全国土木建築国民健康保険組合

\*出向者は、現場に配置する主任技術者・監理技術者にはなれません(国交省「監理技術者制度運用マニュアル」)

## ◆ 保険加入の確認資料

## 【健保・厚生年金】

区分	確認資料
健保を年金事務所加入 (協会けんぽ)	下記いずれか ・保険料領収証書(写) ・保険料納入告知額・領収済額通知書(写) ・厚労省発行の社会保険料納入証明書 ・年金事務所発行の社会保険料納入確認書 ・標準報酬決定通知書(写)
大手企業等の健保組合に加入	・組合発行の加入証明書 + 年金の保険料領収証書(写) ※様式第7号の3の「事務所整理番号等」欄には、組合の名称を記載
土健保等、職別の国民健康保険組 合に加入	下記いずれか ・年金事務所発行の適用除外承認書(写) + 年金の保険料領収証書(写) ・組合発行の加入証明書 + 年金の保険料領収証書(写) ・組合の保険料領収証書(写) + 年金の保険料領収証書(写) ※様式第7号の3の「事務所整理番号等」欄には、組合の名称を記載

## 【雇用保険】

区分	確認資料
申告納付	・保険料申告書(要受付印)(写)
口座振替	・保険料申告書(要受付印)(写)
労働保険事務組合に委託	下記いずれか(番号未記載の場合は、番号が分かる書類を添付) ・雇用保険料の領収書(写) ・雇用保険料の納入済証明書 ※いずれも、労働保険番号の左から3桁目が3、または、11桁目が0,1のものに限る
その他	・労働局発行の労働保険料納付証明書

# ク 変更届出書及び添付書類一覧表

## 【変更届出等欄 記号の説明】

◎- 必要書類

▲- 該当する場合に提出

☆- 「建設業許可事務ガイドライン【第5条及び第6条関係】2. (15)②(b)(c)」に該当する場合は省略可能。

「役員等(a)」新たな者が役員等になった場合、「役員等(b)」既に役員等として登録されているものに変更があった場合、「役員等(c)」既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でなくなった場合

令和3年4月1日より適用

様式番号	申請書及び添付書類	変更届出等																
		商号等	営業所に係る変更	営業所の新設	資本金	役員等(a)	役員等(b)	役員等(c)	使用人	令3条	経営管理者	専任技術者	決算報告(届)変更	欠格要件等	廃業(全部業種)	廃業(一部業種)	健康保険等の加入状況(従業員数の加入を除く)	(営業所の業種変更)(従たる営業所の追加や廃業)
第1号	建設業許可申請書																	
別紙一	役員等の一覧表					◎	◎	◎			注1							
第2号	工事経歴書(注3)											◎	◎					
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額											◎	◎					
第4号	使用人数											▲	▲					
第6号	誓約書		注2	◎		◎	☆	☆	◎	注1								
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(注4)										▲							
別紙	常勤役員等の略歴書										▲							
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面)(第二面)(第三面)(第四面)(注4)										▲							
別紙一	常勤役員等の略歴書										▲							
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書										▲							
第7号の3	健康保険等の加入状況											▲	▲				◎	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)		注2	◎							◎						注2	注2
—	卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)(注5)										▲							
第9号	実務経歴証明書(注6)										▲							
—	資格証・合格証明書等の写し(原本提示の上写しを提出。)(原本の提示については、携帯を義務付けられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除く)										▲							
第10号	指導監督の実務経歴証明書(届出の際は記載された工事の工事請負契約書の原本を提示し写しを提出)(注6)										▲							
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表		注2	◎					◎	注1	▲	▲						
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書					◎	☆	☆										
第13号	建設業法施行令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		注2	◎					◎	注1								
第14号	株主(出資者)調書				◎	▲	▲	▲										
第15号	貸借対照表(法人用)											◎						
第16号	損益計算書(法人用)											◎						
第17号	「株主資本等変動計算書」・様式第17号の2「注記表」(法人用)											◎						
第17号の3	様式第17号の3「附属明細表」・事業報告書(株式会社のみ)											▲						
第18号	貸借対照表(個人用)												◎					
第19号	損益計算書(個人用)												◎					
—	定款(法人)											▲						
—	商業登記全部事項証明書(変更届出については一部事項証明書で可)(注5)	◎	▲	▲	◎	◎	◎	◎		▲								
—	法人・個人事業税納税証明書(注5)(注7)											◎	◎					
—	許可申請者等に係る登記事項証明書(注5)(注8)【法務局発行の「登記されていないことの証明書」】許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照		注2	▲	◎	☆	☆	◎	注1									
—	許可申請者等に係る市町村の長の証明書(注5)(注8)【本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」】許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照		注2	▲	◎	☆	☆	◎	注1									
第22号の2(第一面)	変更届出書(第一面)(注2)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎		◎
第22号の2(第二面)	変更届出書(第二面)(注2)(注9)		▲	◎								注2				◎		◎
第22号の3	届出書(欠格要件等)		注2								▲	▲		◎	▲	▲		▲
—	変更届出書(決算終了後の届出)											◎	◎					
第22号の4	廃業届(注10)													▲	◎	◎		
—	健康保険証等(写)(注11)			◎					◎	◎								
—	営業所の写真(注12) ※台紙様式あり		▲	◎														
・その他の添付書類・確認資料(必要に応じて、指示された書類を提示ないし提出してください)																		

(注1)

常勤役員等(経營業務の管理責任者)に関する変更手続きについて  
常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更の際して役員等(法人)又は支配人(個人)の変更を伴う場合は、それぞれ役員等又は建設業法施行令第3条使用人に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。

(注2)

営業所(主たる営業所・従たる営業所を問わず、すべての営業所)に関する変更手続きについて  
従たる営業所が新設又は廃止される場合は、建設業法施行令第3条使用人及び専任技術者に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。

営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合(営業所の業種変更)は、専任技術者に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はその欄を参照)。

(「主たる営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合」は、業種追加申請、廃業届(一部業種)、般・特新規申請などになることが多い。)

(注3) 決算報告(決算変更届)において、許可業種の中で1年間工事の実績がない場合は、「理由書(任意様式)」を提出すること。

(注4)、(注6)

新たに「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」となる者がいる場合の確認は、許可申請時における内容と同じ。  
また、新たに「常勤役員等を直接に補佐する者」となる者がいる場合についても、許可申請時における内容と同じ。  
新たに専任技術者の実務経験を証明しようとする場合は、許可申請時における内容と同じ。

(注5) 各証明書については、届出日前3月以内に発行されたものに限る。

(注7) 法人で、県税の納税証明書については、税目名が「法人事業税・地方法人特別税」となる。

(注8) 顧問、相談役、株主等は除く。

(注9) 用紙が2枚以上にわたる場合、「主たる営業所」欄は、1枚目のみに記載すればよい。

(注10) 廃業等の届出要件(法第12条、法第17条)

○全部の業種の廃業(全廃業)

下記の事項に該当するときは、30日以内に廃業届(様式第22号の4)を提出してください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者及び添付書類
1. 許可に係る建設業者(個人事業主)が死亡したとき(相続人が法第17条の3第1項の認可の申請をしなかったときに限る。)	その相続人 (例:配偶者、直系尊属、子) ・ 戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できるもの。)
2. 法人が合併により消滅したとき(消滅までに、合併後存続する法人又は合併により設立される法人について法第17条の2第2項の認可がされなかったときに限る。)	その法人の役員であったもの (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) ・ 届出者が当該法人の役員であったことがわかる登記事項証明書又は閉鎖事項全部証明書など
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	手続中はその破産管財人。破産手続終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 破産管財人の場合 ・ 裁判所発行の「破産管財人選任証明及び印鑑証明書」 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
4. 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算中はその清算人。清算終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 清算人の場合 ・ 当該法人の清算人であることがわかる登記事項証明書又は履歴事項全部証明書 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
5. 許可を受けた建設業を廃止したとき(法第17条の2第1項又は第3項の認可を受けたときを除く。)	個人事業主(本人)、法人自体(法人が存続)、その法人の役員であったもの(法人が消滅) ◎ 個人事業主(本人)、法人自体(法人が存続)の場合は添付書類なし ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。

※ 必要に応じて以下の書類の提出、提示を求めます。特に表5による届出の場合は、様式の押印廃止に伴い、届出者(提出者を含む。以下同じ。)の本人確認を徹底します。

- ・ 届出者の写真付の身分証明書(運転免許証など)
- ・ 届出者や当該法人の印鑑証明
- ・ 変更届(個人の住所や氏名、法人の商号や所在地、代表者に変更がある場合)、その他の資料

○一部の業種の廃業(一部廃業)

一部廃業の場合は、廃業届(様式第22号の4)に加え、変更届出書(第1面・第2面)(様式第22号の2)も必要となる。

また、営業所の廃止や専任技術者の削除(後任がない場合)を伴う場合は、届出書(様式第22号の3)の提出も必要。

(注11)

営業所を新設する際は専任技術者、変更届の場合は常勤役員等(経營業務の管理責任者)、常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の変更届に添付。

なお、健康保険証(写)は、「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」部分を必ずマスキングしたうえで提出すること。

「健康保険被保険者証(写)(全国健康保険協会(協会けんぽ)や、組合管掌健保が発行したもの)」ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」

市町村の国民健康保険証の写しの場合、出勤簿及び賃金台帳の写しなどを添付(事業主・代表取締役を除く)。

(注12)

営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近、営業所の内部及び建設業許可標識を撮影したもの。

## ケ 建設業許可Q & A

- Q 1. 建設業の許可を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。
- Q 2. 建設業の許可の有無や内容を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。
- Q 3. 建設業の有効期限が某年某月までですが、更新はいつから申請できるのでしょうか。
- Q 4. 建設業の許可の更新申請済みですが、許可の有効期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。
- Q 5. 書類を提出しましたが、新規・更新の許可の連絡はいつ来るのでしょうか。
- Q 6. 登記されていないことの証明書・身分（身元）証明書はどこで発行されますか。
- Q 7. 申請書に添付する書類で（１）登記されていないことの証明書、（２）身分証明書、（３）法人・個人事業税納税証明書、（４）（商業登記）履歴事項全部証明書（法人）などの所定の添付資料以外にも添付する書類がありますか。
- Q 8. 廃業届の出し方が知りたいのですが。
- Q 9. 許可を取りたいのですが、申請書類は何部作成すればいいのでしょうか。
- Q10. 建設業の各種届出様式等の用紙はどこで手に入れることができますか。
- Q11. 建設業許可の申請はどこで行うのですか。
- Q12. 申請・届出を郵送で行いたいのですが、可能ですか。
- Q13. 手数料はどうやって納めるのでしょうか。現金や振込みで可能でしょうか。
- Q14. 建設事業者の許可の内容等を知りたいのですが、書類の閲覧はどうしたらよいのでしょうか。また、何が見られるのでしょうか。
- Q15. 県土整備事務所へはどう行ったらよいでしょうか。
- Q16. 許可証明を取るには、何が必要でしょうか。
- Q17. すでに提出した決算終了後の変更届出書を訂正するにはどうすればよいでしょうか。
- Q18. 一式工事の許可を取得すれば、専門工事も施工できますか。
- Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。
- Q20. 太陽光発電システムの設置工事はどの業種になりますか。
- Q21. 電気工事業の建設業許可をとっただけでは電気工事業を営むことはできないという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。



**Q 1. 建設業の許可を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。**

A. < 1 > 建設業の許可を受けるには

法第7条に規定する5つの「許可要件」を備えていること及び同法8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

なお、「許可要件」及び「欠格要件」については、以下のとおりです。

建設業とは	元請・下請その他いかなる名義を持ってするかを問わず、建設工事の請け負いに 関することを営業とすることをいいます。
許可を必要とする者とは	建設業を営もうとする方で、法令で定められた「軽微な工事」のみを請け負う場合を除いては、29の業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げる工事（軽微な工事）のみを請け負う場合は、必ずしも建設業許可を必要としません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築一式工事・・・工事一件の請負額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の本造住宅工事</li> <li>・ 建築一式工事以外の工事・・・工事一件の請負額が500万円未満の工事</li> </ul> ※請負額には消費税を含みます。

建設業の種類（29業種）

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業
管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業
塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業
解体工事業			

許可の種類

福岡県知事許可	福岡県内にのみ営業所を設ける場合に必要です。
国土交通大臣許可	福岡県以外にも営業所を設ける場合に必要です。

許可の区分

特定建設業の許可	元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が4,500万円（建築工事業については7,000万円）以上の場合に必要です。
一般建設業の許可	元請として下請に発注する下請代金の合計金額が4,500万円（建築工事業については7,000万円）以上の工事は契約できません。

一般建設業の許可を受けるためには、以下の資格要件を備えていることが必要です。（法第7条、第8条、第15条）

1 経營業務の管理責任者がいること（建設業法第7条第1号）

申請者が、法人の場合は常勤の役員のうち1人が、個人の場合は本人（又は支配人・登記をした者）が、下記のいずれかに該当すること。

（イ）常勤職員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又は支配人をいう。）のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

- （1） 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- （2） 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として5年以上経營業務を管理した経験を有する者
- （3） 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

（ロ）常勤役員等のうち1人が次の（1）（2）いずれかに該当する者であって、かつ、当該建設業者における財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、運營業務の業務経験について5年の経験を有する者を直接に補佐する者としてそれぞれ置く（一人が複数の経験を兼ねることが可能）ものであること。

- （1） 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
- （2） 建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者

2 社会保険への加入（施行規則第7条第2号）

許可を受けようとする事業者が、次のいずれにも該当する者であること

イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること

ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての事業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること

ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第14条第1項の規定による届書を提出した者であること

3 専任の技術者がいること（建設業法7条第2号）

建設業を行う営業所ごとに、次のいずれかの要件を満たす技術者が常勤していること。

- （1）許可を受けようとする業種に関して、別に定める国家資格を有する者
- （2）高等学校（又は大学等）で、許可を受けようとする業種に関連する学科を卒業して、5年（又は3年）以上の実務経験を有する者
- （3）許可を受けようとする業種に関して、10年以上の実務経験を有する者

※ 特定の許可を受けようとするときは、さらに要件があります。

4 請負契約に関して誠実性を有していること（建設業法第7条第3号）

許可を受けようとする者が、「請負契約に関して不正又は不誠実な行為」をするおそれが明らかでないこと。

5 財産的基礎又は金銭的信用があること（建設業法第7条第4号）

次のいずれかの要件を満たしていること。

- (1) 自己資本額が500万円以上であること。
- (2) 500万円以上の資金調達能力の証明があること。
- (3) 許可申請の直前過去5年間、許可を受け継続して建設業を営業した実績があること。

6 その他（欠格要件に該当しないこと）（建設業法第8条）

- (1) 許可申請書又はその添付書類中、重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているとき。
- (2) 申請者や申請する法人の役員等に、以下に該当する者がいる場合
  - 破産者で復権を得ない者
  - 禁錮・罰金などの刑を受け、一定の期間を経過していない者
  - 暴力団の構成員である者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 暴力団員等がその事業活動を支配する者

<2> 特定建設業許可の要件

特定建設業の許可を申請する場合、上記3及び5について、さらに次の要件が必要です。

- 専任技術者
  - ・指定7業種（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の各工事業）  
→施工管理技士などの1級資格者又はこれに類する者
  - ・それ以外の業種  
→指導監督的実務経験（発注者から直接請け負い、その請負代金が4,500万円以上であるものに関して2年以上の工事实績）を有する者
- 財産的基礎
  - 資本金 . . . 2,000万円以上
  - 自己資本 . . . 4,000万円以上
  - 流動比率 . . . 75%以上
  - 欠損の額 . . . 資本金の20%以内

**Q2. 建設業の許可の有無や内容を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。**

A. 建設業許可についての内容は、閲覧制度がありますので、所管する主要県土整備事務所で対応しています。（Q14参照）

**Q3. 建設業の有効期限が某年某月までですが、更新はいつから申請できるのでしょうか。**

A. 建設業許可の更新申請は、許可満了の3ヶ月前から受け付けますが、遅くとも1ヶ月前までに申請してください。ただし、1ヶ月前を過ぎて許可の有効期間内（有効期間満了日が閉庁日（土、日、祝日、年末年始）の場合はその前日まで）であれば受け付けています。

また、業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、知事許可は、許可更新日の2ヶ月前までに申請を行うようにしてください。

**Q 4. 建設業の許可の更新申請済みですが、許可の有効期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。**

A. 更新申請を受付済の場合は、更新の可否が明らかになるまでは、有効期限が過ぎても現在の許可が有効です。それまでは、現在の許可番号をご使用下さい。

**Q 5. 書類を提出しましたが、新規・更新の許可の連絡はいつ来るのでしょうか。**

A. 県知事所管分の標準処理期間については、下記のとおりとなっておりますので、処理期間まで、今しばらくお待ち下さい。

なお、受付書類に補正等がある場合は、それに要した日数が下記の期間に加算される場合がありますのでご注意下さい。

建設業許可の更新：1ヶ月

新規並びに追加：2ヶ月

**Q 6. 登記されていないことの証明書・身分（身元）証明書はどこで発行されますか。**

A. 登記されていないことの証明書は

福岡法務局戸籍課 092-721-9334（ダイヤルイン）に発行申請します。

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25

郵送申請の場合は

東京法務局後見登録課

〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-1 九段第2合同庁舎

に発行申請をします。

身分証明書は、証明される人の戸籍のある市町村に発行申請します。

申請手続きについてはそれぞれに照会して確認ください。

**Q 7. 申請書に添付する書類で (1) 登記されていないことの証明書、(2) 身分証明書、(3) 法人・個人事業税納税証明書、(4) (商業登記) 履歴事項全部証明書 (法人) などの所定の添付資料以外にも添付する書類がありますか。**

A. 下記はあくまでも主なもので、場合により追加で必要書類の提出を求めることがあります。

1 専任技術者・経營業務管理責任者の非常勤証明書（他法人で兼務の場合）

2 主たる営業所と謄本上の本店と所在地が異なる場合の理由書等

なお、1年以上許可業種の工事实績が無い場合の理由書は、決算後の変更届に添付することになってます。

**Q 8. 廃業届の出し方が知りたいのですが。**

A. 1 廃業届はその理由によって、届出者や廃業届に添付する書類が変わります。廃業届は法律で様式が定められており、県土整備事務所内の販売所及び建設業協同組合等で販売しています。

2 商号・代表・所在地等の変更があれば、先にそれらの変更届が必要です。

**【廃業届と併せて提出が必要な書類】**

理由	届出者	添付書類
任意の廃業	申請者	なし
破産	破産管財人	裁判所発行の破産管財人の証明書
法人の解散		
(1) 清算中	清算人	商業登記簿謄本
(2) 清算終了	元役員	閉鎖登記簿謄本
合併による解散	元役員	消滅会社の閉鎖登記簿謄本
個人業者の死亡	相続人	戸籍謄本等の本人死亡日及び届出人との続柄がわかるもの

※いずれの場合も主要県土整備事務所の場合、正本1通、副本1通が必要です。

**Q9. 許可を取りたいのですが、申請書類は何部作成したらよいのでしょうか。**

A. 県知事許可

主要県土整備事務所2部（正本1部、副本1部）が必要です。

一般県土整備事務所管轄の場合は3部（正本1部、副本2部）が必要です。

ただし、公的証明（納税証明書、登記簿謄本、残高証明書等）については、副本はコピーで構いません。

※ 主要県土・一般県土の別は巻末の参考資料173頁を参照して下さい。

**Q10. 建設業の各種届出様式等の用紙はどこで手に入れることができますか。**

A. 建設業の許可申請書、変更届等

県土整備事務所内の販売所及び福岡県建設業協同組合等で販売しています。

また、福岡県建築指導課のホームページからのダウンロードもできます。

**Q11. 建設業許可の申請はどこで行うのですか。**

A. 主たる営業所（本店）の所在地を管轄する県土整備事務所です。（173頁参照）

**Q12. 申請・届出を郵送で行いたいのですが、可能ですか。**

A. 建設業許可は、窓口審査が必要な業務であり、また受付した副本を申請者に交付するため、郵送による申請はお受けしていません。また事業所のある地域の県土整備事務所が提出先であるため、郵送が特段必要とされないこともお受けできない理由です。（Q15参照）

**Q13. 手数料はどうやって納めるのでしょうか。現金や振込みで可能でしょうか。**

A. 現金や振込みでのお取り扱いはありません。

県知事許可の場合は、福岡県領収証紙を専用の台紙に貼付していただきます。

県の領収証紙につきましては、購入後の返金交換が基本的に出来ないため、なるべく窓口での申請書類確認後にご購入下さい。

事前購入される際は、申請者の自己責任となりますのでご注意ください。

福岡県外で、福岡県領収証紙を販売しているのは、福岡銀行東京支店（東京都中央区）のみとなっています。

建設業許可 【知事許可】	新規	福岡県領収証紙	90,000円
	追加	福岡県領収証紙	50,000円
	更新	福岡県領収証紙	50,000円
	証明	福岡県領収証紙	1通 400円

※ 建設業の許可については一般・特定の申請書毎に上記手数料が必要です。

**Q14. 建設事業者の許可の内容等を知りたいのですが、書類の閲覧はどうしたらよいのでしょうか。  
また、何が見られるのでしょうか。**

A. 現に有効な建設業許可に係る申請及び届出書類（過去5年間分）は、法定により閲覧することができます。

閲覧の要領については、下記のとおりです。

1 閲覧所

(1) 福岡県土整備事務所建築指導課

福岡・那珂県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

(2) 北九州県土整備事務所建築指導課

北九州県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

(3) 久留米県土整備事務所建築指導課

久留米・南筑後・八女・朝倉県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

(4) 飯塚県土整備事務所建築指導課

飯塚・直方・田川・京築県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

2 閲覧時間

午前9時半～12時 午後1時～4時半（閲覧規則の定めによります）

（土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

3 閲覧申請件数

1人1日5件まで。

4 閲覧申請方法

備え付けの各申請書用紙に、申請者の会社名・所在地・電話番号氏名・閲覧目的及び閲覧したい業者の許可（免許・登録）番号・業者名を記名いただきます。

5 費用

無料

6 注意事項

閲覧は課内の所定箇所でのみで、謄写はできません。閲覧資料は、順番にファイルされていますので、順番を変えないようにしてください。

7 その他

国土交通大臣の許可を受けた建設業者であって県内に主たる営業所を有するものに係る書類等は、九州地方整備局で閲覧することができます。

**Q15. 県土整備事務所へはどう行ったらよいでしょうか。**

A. 各県土整備事務所建築指導課の住所及び電話番号は本書 173 頁のとおりです。

**Q16. 許可証明を取るには、何が必要でしょうか。**

A. 交付 1 通につき「400 円の手数料」が必要です。

申請の際には「事業者名」と「許可番号」を記入していただきますので、事前にお調べの上で来所下さい。

なお、事業者本店所在地を管轄する県土整備事務所での申請をお願いします。

手数料 400 円は福岡県領収証紙で納めていただきます。

福岡県領収証紙は各県土整備事務所の庁舎内で販売していない場合がありますので、事前にお電話等でご確認下さい。

**Q17. すでに提出した決算終了後の変更届出書を訂正するにはどうすればよいでしょうか。**

A. 決算終了後の変更届出書は受け付けた直後から閲覧の対象となっているため、提出した書類そのものへの訂正や差し替えはできません。

直前決算期についてのみ某月某日受付分の再提出という形で再度受け付けいたしますので、表紙（前回提出した変更届の写し）と訂正部分を一緒にお持ちください。（例えば、表紙と工事経歴書のみ。表紙と財務諸表のみ。等）

※大臣許可業者の場合は、九州地方整備局（092-471-6331）にご確認下さい。

**Q18. 一式工事の許可を取得すれば、専門工事も施工できますか。**

A. 500 万円以上の専門工事を請け負うことはできません。

例えば土木一式工事業の許可を持っていても 500 万円以上のとび・土工工事や舗装工事などを請け負うことはできません。

また、建築一式工事業の許可を持っていても 500 万円以上の大工工事や内装仕上工事などを請け負うことはできません。

（注）「建築一式工事」とは、原則、建築確認を必要とする新築及び増改築工事を、元請で請け負うことを指します。

それ以外の工事は、原則として各業種の専門工事となります。

**Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。**

A. 一般建設業と特定建設業の違いは、下請に出せる契約金額に違いがあります。発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、総額4,500万円以上（建築一式は7,000万円以上、消費税額を含みます）を下請に出す場合に、特定建設業の許可が必要です。

なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するもので、下請として工事を施工する場合には関係ありません。

**Q20. 太陽光発電システムの設置工事はどの業種になりますか。**

A. 太陽電池モジュール等により、太陽光エネルギーを直接電気に変換し利用する太陽光パネル等の設置工事は、電気工事に該当します。

ただし、太陽電池が組込まれた屋根材一体型及び太陽電池自体が屋根材として機能する屋根材型の設置工事は、屋根工事に該当します。

**Q21. 電気工事業の建設業許可をとっただけでは電気工事業を営むことはできないという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。**

A. 本当です。電気工事を自ら行う場合は、電気工事業法第34条第4項の「みなし登録」の手続きが必要です。もし、登録がないまま請負ったときは下請けに出すしかありません。また、登録を怠っている業者に対しては、第40条第1号により「2万円以上の罰金」が課せられるおそれがあります。

「みなし登録」の手続きについては、次の担当課にご照会下さい。

→福岡県商工部工業保安課高圧ガス電気係（電話：092-643-3439）